

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1 健全化判断比率

単位：％

指標の名称	陸別町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	－	20.0	30.0
③実質公債費比率	10.1	25.0	35.0
④将来負担比率	－	350.0	設定無し

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」と表示しています。

※将来負担比率は算定されないため「－」と表示しています。

2 資金不足比率

単位：％

特別会計の名称	陸別町の比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	－	20.0
公共下水道事業特別会計	－	20.0

※いずれの会計も資金不足額がないため「－」と表示しています。

[用語解説と陸別町の状況]

○健全化判断比率

財政状況の健全性を判断する指標(以下4指標)です。赤字額、最近の借金返済、今後の借金返済をもとに算出します。早期健全化基準と財政再生基準の2つの基準により健全性を判断します。

① **実質赤字比率** 「-」

一般会計の赤字額をもとに算定した指標です。

陸別町は、赤字のない健全な状態です。

② **実質連結赤字比率** 「-」

一般会計と特別会計(陸別町では国民健康保険、診療所、簡易水道、下水道、介護保険、後期高齢)の赤字額をもとに算定した指標です。

陸別町は、赤字のない健全な状態です。

③ **実質公債費比率** 「10.1」

最近(平成30年度から令和2年度)の借金の返済額をもとに算出した指標です。

陸別町は、早期健全化基準を下回っており、健全な状態です。

④ **将来負担比率** 「-」

今後の借金等の返済総額から現在の貯金額等(基金等)を差し引いた額が、どの程度か算出した指標です。

陸別町は、貯金額等の額が借金等の返済総額を上回っており、健全な状態です。

○資金不足比率 「-」

公営企業(陸別町では簡易水道と下水道の2つ)の赤字額をもとに算定した指標です。

経営健全化基準により公営企業の健全性を判断します。

陸別町は、赤字のない健全な状態です。

○早期健全化基準

財政状況が悪化しており、自主的に改善策を実施する必要があると判断される基準です。

○財政再生基準

財政状況が悪化しており、国の管理のもと財政再建を行わなければならないと判断される基準です。

○経営健全化基準

公営企業の財政状況が悪化しており、自主的に改善策を実施する必要があると判断される基準です。